

医療法第二百二十八条の規定により読み替えて
適用する労働基準法第一百四十一条第二項の厚
生労働省令で定める時間等を定める省令案
要綱



厚生労働省発基 1130 第 6 号
令和 3 年 11 月 30 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四百一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案要綱

第一 時間外・休日労働の上限時間

一 医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法（以下「法」という。）第四百一条第二項の厚生労働省令で定める時間は、次の1又は2に掲げる医師（以下「特定医師」という。）の区分に応じ、それぞれ1又は2に定める時間とすること。

1 医療法第百十三条第一項の規定に基づき特定地域医療提供機関として指定されている病院又は診療所（以下「特定地域医療提供機関」という。）、同法第百十九条第一項の規定に基づき技能向上集中研修機関として指定されている病院又は診療所（以下「技能向上集中研修機関」という。）又は同法第百二十条第一項の規定に基づき特定高度技能研修機関として指定されている病院又は診療所（以下「特定高度技能研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師 労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について一千八百六十時間。ただし、法第三十六条第一項の協定に第二の二から四まで

に規定する事項を定めた場合にあつては、一年について一千八百六十時間。

2 医療法第一百八条第一項の規定に基づき連携型特定地域医療提供機関として指定されている病院又は診療所（以下「連携型特定地域医療提供機関」という。）から他の病院又は診療所に派遣される特定医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。） 労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間。ただし、法第三十六条第一項の協定に第二の二から四までに規定する事項を定めた場合にあつては、一年について九百六十時間。

二 医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する法第四百四十一条第三項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について一千八百六十時間とすること。ただし、第二の二の面接指導が行われ、かつ、第二の四の措置が講じられた特定医師については一年について一千八百六十時間とすること。

第二 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関における法第三十六条第一項の協定

特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」という。）において法第三十六条第一項の協定をする場合には、法第三十六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項として、規則第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

二 病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理させることとした者又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理させることとした者（以下「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特定医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること。

三 管理者に、二の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受け

たものを含む。)の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後(当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後)、遅滞なく、当該面接指導を行った医師の意見を聴かせること。

四 管理者に、二の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数減少その他の適切な措置を講じさせること。

五 管理者に、医療法第八十六条の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。

六 管理者に、医療法第二百二十三条第一項及び第二項の規定により、休息時間を確保させること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和六年四月一日から施行すること。

二 その他所要の事項を定めること。

三 検討規定

第一（技能向上集中研修機関において当該技能向上集中研修機関が受けた指定に係る業務に従事する特定医師及び特定高度技能研修機関において当該特定高度技能研修機関が受けた指定に係る業務に従事する特定医師に係る部分を除く。）の時間については、令和十八年三月三十一日を目途に当該時間を特定労務管理対象機関以外の病院又は診療所において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）に適用される時間とすることを目標として、この省令の施行後三年ごとに、特定医師の労働時間の動向その他の状況を勘案して必要な見直しを行うものとする。